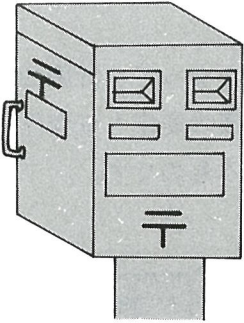




危険物取扱者 試験の案内

県では、昭和五十九年度第一回危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

- 種類 乙種第一類から第六類まで
 - 試験日 六月二十四日(日)
 - 願書受付期間 四月二十三日～二十六日
 - 願書受付場所 各消防本部(局)及び各支庁総務課
- 詳しいことは、県庁消防防災課(0472-2180)にお問い合わせください。



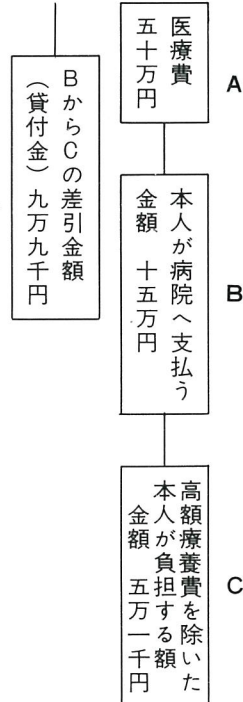
郵便週間
4月20日～26日
まごころの便りを……

高額療養費貸付事業 四月から実施

社会福祉協議会では、今月から高額療養費貸付事業を行います。この事業は、高額療養費の支払いが困難な場合に無利子で資金の貸付けを行い、住民の生活安定と福祉の増進を図ることを目的とするものです。是非ご利用ください。

詳細については社会福祉協議会事務局(町民会館内)までお問い合わせください。☎④1358 (有)545-01

例 医療費五十万円の場合



●図書室利用あんない

- 開館時間 8:30～17:00
- 夜間開館 20:00～21:30
- 休館日 月曜日、祝日、年末年始
- 貸出 1人3冊、2週間
- 初めて借りる方 カウンターで「申込書」に、住所、氏名などを記入してください。それによって、あなたの貸出券(有効期間は1年間)をつくります。
- 返却ポスト 休館日や時間外に本を返す場合は、町民会館の玄関にあるグリーン色の返却ポストに入れてください。

町内の通話

には有線を使いましょう

中小企業者のみなさんへ

4月1日から

「光町中小企業振興資金利子補給制度」

がスタートしました。

- 下表の資金の融資を受けた方は、町から利子補給金の交付を受けられます。
- 利子補給の対象資金、限度額、期間、利子補給率は、次のとおりです。

| | 利子補給対象資金の種類 | 利子補給対象限度額 | 利子補給対象期間 | 利子補給率 | |
|------------|-------------|-----------|----------|-------------|-------------|
| 千振葉県興中小企業金 | 設備改善資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 年1.5パーセント以内 | |
| | 経営資金 | 1,000万円 | 3年以内 | 年1.5パーセント以内 | |
| | 小事業規資模金 | 無担保融資資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 年1.3パーセント以内 |
| | | 特別小口融資資金 | 300万円 | 7年以内 | 年1.0パーセント以内 |

◎この制度についての詳しいことは、産業課商工農産係までお問い合わせください。☎④1211 (有)206-02

・融資の相談及び利子補給の手続きは、光町商工会にご連絡ください。☎④0639 (有)301-03